

解除時期の基本的な考え方

1. 国の避難指示区域解除に向けた考え方

(1) 国の解除の考え方

(線量基準・除染)

- ① 住宅、農地、道路などの生活圏において、面的に基準値（年間積算線量 20 ミリシーベルト）以下となることが確実であること。
- ② 学校、公園、児童施設、通学路など、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分進捗していること。

(行政機能)

- ③ 市町村役場の機能が概ね回復し、警察・消防が活動できる状況であること。

(インフラ)

- ④ 区域内の電気、ガス、上下水道（井戸水、沢水を含む）、主要交通網、通信などが概ね使用可能な状況であること。

- ⑤ 一般廃棄物（生活ごみ、し尿）が概ね処理できる目途が立っていること。

(生活環境)

- ⑥ 教育機関、医療、介護施設、金融・郵便局等が、区域内又は近隣区域内で、帰還予定の住民ニーズに概ね対応可能な状況であること。

(2) 留意事項

① 面的に基準値（年間積算線量 20 ミリシーベルト）以下となることが確実であることを前提に、市町村が避難指示の「解除」を望み、住民の理解も得られる場合においては、上記の要件が全て揃わなくても避難指示は「解除」できるものとする。

② 一方、上記の要件が揃っていないにもかかわらず、正当な理由なく避難指示の「解除」を行わない場合には、原子力災害対策本部と市町村との間で避難指示の「解除」に向けた協議を行う。

2. 南相馬市の解除時期の考え方

(1) 国が示した要件との比較

国から示されている解除に当たっての要件については、除染、教育機関、介護施設を除き概ね平成25年度でクリアできる見込みである。教育機関、介護施設の再開については、1年程度の準備期間があれば十分可能と考えられ、最終的には除染の進捗状況と財物賠償問題が解除時期を判断するカギになると考える。財物賠償については、今年9月議会において、双葉郡の市町村と差が生じないよう国・東京電力に要求する旨を答弁している。

(2) 解除の目標（予定）時期

避難指示区域の宅地回りの除染が完了し、幼稚園・保育所・小中学校・高校が再開できる時期を持って解除時期とする。

除染完了時期が環境省から明確に示されていない状況であるが、除染完了に現計画よりも2年程度は係るものと考えられることや賠償問題等を考慮し、市議会や住民の意見等を踏まえ決定する必要があるが、市での解除目標（予定）時期を平成28年4月とする。なお、避難指示区域で小高区と原町区を分けて解除時期を決定することも考えるが、混乱を避けることから同一とする。

(3) 解除までの特例宿泊の実施について

原町区については、平成24年末年始、小高区は上下水道の供用開始を踏まえ25年末年始から15日程度の短期的な特例宿泊を行うこととしている。

また、除染についても山際の放射線量の高い6行政区については、概ね26年9月に終了することや26年4月から予定している小高病院の再開などの状況を踏まえ、長期的な特例宿泊も可能なことから、地域コミュニティや勤労意欲の回復、健康維持などを図る観点から、平成26年8月のお盆から長期的な特例宿泊ができるよう国と調整する。